

勝山市農業委員会 議 事 録

平成29年4月25日

勝山市農業委員会

事務局 ただいまから4月定例農業委員会を開催いたします。
会議に先立ちまして、市の人事異動により、4/1より農業政策課の体制が変わりましたので、新職員の紹介をさせていただきます。
(紹介省略)

事務局長 本日の会議ですが、11番 北山 謙治委員は、所用のため遅刻する旨の届出がありました。
4番 久保 晴空委員、14番 下牧 一郎委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

議長 (挨拶省略)

事務局長 ありがとうございました。
それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長 これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より4月分の経過報告を申し上げます。

事務局 それでは、4月分の経過報告をいたします。
(説明省略)

議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、9番 但川 よし子 委員、
10番 辻 総八郎 委員の両名をお願いします。

議長 これより議事に入ります。
日程第1 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてを
議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付2件について説明いたします。
(議案説明省略)

議長 このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

11番 1番については、街中の角地です。畑をしており、なんら問題はないと思われま
す。面積は大きいように思われますが、事務局に確認したところ大丈夫だということなの

で、問題はないと思われます。

2番については、●●さんは若猪野で農業をしておられ、今回2世帯住宅を建てるとい
うことで敷地が若干畑にかかるという説明を受けましたが、何ら問題はないと思われま
す。

議長 説明は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長 これより、議案第1号について採決いたします。
議案第1号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

無いようですので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付に
ついては、原案通り承認することと決しました。

議長 次に、日程第2 議案第2号 現況証明願いについてを議題とします。事務局から説明
をお願いします。

事務局 それでは議案第2号 現況証明願い1件について説明いたします。
(議案説明省略)

議長 説明は以上のとおりですが、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

11番 もともと蔵と家が建っており、これを壊して家を建てるといこと、家を建て替えるの
であればこれくらいは必要かと思われます。もともと農地ではないので問題はないと思
われます。

議長 説明は以上ですが、ご質問等はありませんか？

議長 無いようですので、これより、議案第2号について採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

無いようですので、議案第2号 現況証明願いについては原案のとおり承認すること
に決しました。

議長 次に、日程第3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集
積計画の決定6件についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の
決定6件について説明いたします。

(議案説明省略)

議長 説明は以上ですが、ご意見、ご質問はありませんか？

議長 これより、議案第3号について採決いたします。
議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決しました。

議長 次に、日程第4 議案第4号 現況証明の勝山市交付基準の改定についてを議題とします。この交付基準については以前から話題となっていました。今回議題として審議していただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号 現況証明の勝山市交付基準の改定について説明いたします。
(議案説明省略)

議長 説明は以上のとおりです。これまでは昭和45年以前・以後という分け方をしていたわけですが、今後は20年という期間を決めて、1年たてばまた1年ずれるということになります。他の市町もほとんどが20年となっていることから、それに合わせてはどうかということですか。ご意見、ご質問はありませんか？

3番 20年たっていればいいということですか。

職務代理 申請時点で20年たっていることとなります。

8番 現況証明をしてほしいと言わなければなくていいということですね。

議長 地目変更をするには現況証明が必要ということですか。20年たてば現況証明により地目を変更できるということですか。昭和45年に固定してしまうと、これが40年、50年になってしまうので。

7番 建物とかの20年の証明は誰が出すのですか。

職務代理 市の固定資産の課税台帳で確認します。これにより未登記でもいつ建てられたのかの判断基準となります。

7番 善意の人がある土地を自分のものだとして耕作していた場合の時効は30年ではないですか。

12番 20年です。

事務局	民法第162条第1項で20年と規定されています。これをもとに各市町は20年という設定をしています。
16番	20年とした場合、ほかに悪い影響がないということですね。他の市町もしていることから。
職務代理	後の報告事項にある法務局照会についても、法令により農業委員が3人立ち会うこととされているが、時期が農業委員の定例の現地確認と合わないことがあるので、事務局が対応している。現況証明をしない場合は、法務局からの照会となるが、これからは現況証明で解決されると思います。既に農地でないものに対してははっきりとされるので良いと思います。
議長	無断で転用したものに対して緩和されるということです。
3番	1番の「昭和21年11月21日以前より非農地の場合」の文言は残しておくのですか。
議長	この項目は1と2とに分かれ、どちらの場合もあるということです。
職務代理	昔は土木事務所等に建築確認はして家を建てたが、地目変更などはしないままだった。登記もしていないし。新たに家を建てようとしたときに、都合が悪くなって、現況証明をして宅地にするというわけです。 第4号議案の上の段をあてはめて、現況証明をだす。今月から適用したいということです。
議長	1番は県の規程だということです。2番は市町独自で緩和した項目がはいるということです。
13番	理解しにくいのですが、交付基準の1、2が基準ということで、2の説明が20年と書いてあるということですね。ということは2番は転用許可済の場合ということではないのですか。今の話だと全てが20年たてば転用出来ということになるが。話が合わないのでは。
事務局	1番については、県の事務要領から引用しているものと思われます。2番の農地法の転用許可済みというのは通常現況証明でなくてもよい場合だと思われるので、これがなぜ残っているのかがわからないのですが、2番と下の文章はつながっておらず、昭和21年から45年まで続く部分については勝山市が設定した基準だと思われます。
13番	ということはなぜ3番としないのか。項目としては3番とするべきではないですか。
7番	転用許可の申請を出すときは、図面などを提出するわけでしょう。既に転用の意思があ

るはず。

13 番 転用の許可をもらった後で、中止した場合、どうなるのか。許可からいつでもできるのですか。

7 番 許可から1年以内にしないといけないというのがあったのでは。

職務代理 以前は建築許可だけで家を建てた。地目を変えてない。転用許可の概念がなかった。

13 番 それを助けるために20年という基準を作った。それに関しては何ら問題はない。ただ、記載の仕方が違うのではないかとただけです。

事務局 改定前に書いてあります番号については、あまり重視していませんでした。2番とその下に記載の文章は直接関連しておらず、もともと「昭和21年から45年」とあるものは3番であるべきだったと思います。今回改定するにあたって、「現況が農地でなくなって」の前に3番とするべきだったと思います。

職務代理 「3番」追加で交付基準を修正して。

13 番 2番については、どういう場合を想定しているのか。

3 番 転用許可はもらったが、地目を変更せず、許可書を無くした。しかし一度転用許可ももらっているので、農業委員会に出さなくてもいいという場合ではないかと思えます。

11 番 私の場合は、父がきちんと許可を取っていたが農地のままであった。私が相続したとき、許可書も残しておいてくれたので転用し、地目変更した。許可書を再発行するかこの申請をするかのどちらかになる。昔は村部は大体地目変更しなかったが、町部ではあまりない。

13 番 2番は許可はもらっているんで、あえて許可申請しなくても現況証明でよいということですね。

職務代理 交付基準で「現況が農地でなくなって」の前に、3とつけさせてもらって、採決をお願いします。

議長 これより、議案第4号については一部番号を追加して採決いたします。
議案第4号は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 無いようですので、議案第4号 現況証明の勝山市交付基準の改定については一部修正の後承認することに決しました。

議長 次に、報告事項に入ります。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。
(議案書に基づき説明)

議長 このことについて何かありませんか。

議長 次に、農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地の転用事実に関する照会書について報告いたします。
(説明省略)
事務局による農地転用事実に関する照会書について説明

議長 このことについて何かありませんか。

議長 無いようですので、その他に入ります。
議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

11番 4月28日に臨時議会があります。

7番 特にございませぬ。

6番 特にございませぬ。

議長 次に、平成29年度農業委員会活動計画書(案)について説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 引き続き、平成28年度農業委員会研修会計及び慶弔会計決算報告をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 引き続き、公益社団法人勝山市農業公社役員候補者の推薦についてお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 引き続き、農業委員会法改正に伴う新体制への移行スケジュールについてお願いします。

事務局	(説明省略) 検討委員会に会長、職務代理、農政委員長、農地委員長、農業公社事務局長とすることに承認
議長	引き続き、遊休農地での農業委員会活動についてお願いします。
事務局	(説明承認)
職務代理	(説明省略)
議長	それでは、本日お手元に配布させていただきました冊子「平成29年度経営所得安定対策について」の説明を、担当より簡単に説明をしていただきます。
農業政策課	(説明省略)
議長	本日の議事は以上です。次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。
事務局	次回は、5月29日(月)午後1時30分からの開催となります。
議長	4月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理	長時間にわたり慎重審議を賜り、ありがとうございました。今年も農業委員会の活動にご協力をお願いします。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

9 番 但川 よし子

10 番 辻 総一郎